

福島県貿易促進協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、福島県貿易促進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際経済交流等県内企業の国際化・活性化を支援するための事業を展開し、もって本県経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貿易の振興に関すること
- (2) 企業等の経済交流の支援に関すること。
- (3) 国際的な人材育成の支援に関すること。
- (4) 海外経済情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、県、市町村ならびに趣旨に賛同して本会に入会したものとする。

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。
- 3 会員が会費を1年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(会費等の不返還)

第8条 既に納入した会費その他の金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種別及び選任)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 10名以上25名以内(会長、副会長を含む。)
 - (4) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
 - 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 人事異動等に伴い役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 理事会

(総会)

第13条 通常総会は、毎年1回これを招集する。ただし、会長が特に必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

2 通常総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) その他協議会に関する重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要と認めるときに招集し、本会の運営に関する事項及び会長から諮問された事項について審議する。

2 理事会は、会長、副会長その他の理事をもって構成する。

(会議の議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第16条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 幹 事 会

(幹事会)

第17条 本会に、協議会の運営を円滑に行うため、会長が指名する者で構成する幹事会を置く。

2 幹事会に、幹事長を置き、会長が指名する者がこれにあたる。

3 幹事会は、会長が必要と認めるときに招集し、会運営に関する事項等の企画、立案にあたる。

第6章 会 計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、委託料、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会費については、別に定める。

3 第13条2項1号に掲げる事業費ごとの20%以内の流用は、会長の専決事項とする。

(決算)

第20条 会長は、毎会計年度終了後速やかに決算書を作成し、事業報告とともに通常総会までに監事に提出しなければならない。

2 監事は、前条の書類を受理したときは、遅滞なくこれを監査し、意見書を付して会長に送付しなければならない。

3 会長は、前条の書類及び監事の意見書を通常総会に提出してその承認を求めなければならない。

第7章 雑 則

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を福島県商工労働部に置く。

2 事務局長は、福島県商工労働部観光交流局次長をもって充て、その他の事務局職員は会長が任命することとし、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成6年9月14日から施行する。

2 本会の設立当初の会計年度は、この規約の規定にかかわらず、設立の日から平成7年3月31日までとする。

3 この規約は、平成12年5月19日から施行する。

4 この規約は、平成13年5月18日から施行する。

5 この規約は、平成15年5月16日から施行する。

6 この規約は、平成20年4月 1日から施行する。

7 この規約は、平成21年5月28日から施行する。

8 この規約は、平成23年8月 2日から施行する。

9 この規約は、平成30年5月22日から施行する。